

平成 16 年 5 月 28 日

神戸市

## 入札参加資格要件の変更について

神戸市が平成 16 年 4 月 28 日に公表した、入札説明書（案）等に関する質問を受け、以下のとおり一部変更する。

当該変更は「入札参加資格要件」という、特に民間事業者の「神戸市中央卸売市場本場再整備事業」への参加の検討に対して大きく関わる事項であることを考慮し、このように質問回答とは別途の形で示すものである。

なお、以下に示す内容以外の変更事項に関しては、入札説明書（案）等に関する質問回答の各項目を参照するよう、留意願いたい。

### 【変更の内容】

「構成員及び協力会社のうち、設計に当たる者及び建設に当たる者であって、同一業務を複数の者で実施する場合、うち 1 者が全ての要件を満たすこと」に変更した。

変更の詳細は、次頁の新旧対照表を参照のこと。

【新旧対照表】

資料	頁	項目	旧	新
入札説明書 (案)本編	9	9 競争参加資格 (3)構成員及び協力会社の資格等要件	<p>(3) 構成員及び協力会社の資格等要件 構成員及び協力会社のうち設計、建設・工事監理及び維持管理の各業務に当たる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができる。ただし、建設業務に当たる者と工事監理業務に当たる者は兼ねることができない。</p> <p><u>また、同一業務を複数の者で実施する場合は、その全ての者が当該業務の要件を満たすこと。</u>なお、競争参加資格確認申請書等の提出にあたって、新規に神戸市物品等競争入札参加資格を取得(登録)する場合は、取得(登録)手続に一定期間を要することに留意すること。</p> <p>以下、省略</p>	<p>(3) 構成員及び協力会社の資格等要件 構成員及び協力会社のうち設計、建設・工事監理及び維持管理の各業務に当たる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができる。ただし、建設業務に当たる者と工事監理業務に当たる者は兼ねることができない。</p> <p><u>また、同一業務を複数の者で実施する場合は、その全ての者が当該業務の要件のうち、ア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u>なお、競争参加資格確認申請書等の提出にあたって、新規に神戸市物品等競争入札参加資格を取得(登録)する場合は、取得(登録)手続に一定期間を要することに留意すること。</p> <p>以下、省略</p>